

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称	犬山少年補導委員会運営事業補助金 (犬山市青少年健全育成事業補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
			問い合わせ先	0568-44-0353	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山少年補導委員会		代表者名	会長 元安明	
関係規定	法令	—	条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市青少年健全育成事業補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成元年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	関係団体との調整、協議会等を通じ、地域における青少年の非行防止のための活動を展開している団体であるため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	犬山少年補導委員会は、非行少年等の補導、街頭補導、環境パトロール等青少年の健全育成に資する活動を行っている団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。				
補助金の額 ()は一般財源の額	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算	
	188,000 円	188,000 円	188,000 円	188,000 円	
	(188,000 円)	(188,000 円)	(188,000 円)	(188,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	非行少年等の補導、街頭補導、環境パトロール、有害な環境浄化活動等を扶桑町と合同で実施した。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		265,686 円		
	うち補助事業全体の経費		265,686 円		
	うち補助対象経費		265,686 円		
	補助対象経費の内訳	活動費(補導・広報・研修等)		181,860 円	
		会議費(総会等)		44,304 円	
		事務費		21,522 円	
県少連分担金		18,000 円			
補助額の算出方法	補助率、補助額		定額188,000円		
	補助限度額		未設定		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	H29年度は精算なし。前金払のため、計画変更等があった場合は、犬山市補助金等交付規則に基づき精算を行う。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	24名の会員が、地域におけるボランティアの中核として、青少年の見守りを行うことで、地域における犯罪抑止力の向上に効果があり、青少年の健全育成に寄与している。街頭補導、継続的な補導を実施することで、少年の将来に対する善導に寄与するとともに、有害な環境浄化活動を実施し、市民の安全・安心な生活に貢献している。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		63,886 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		63,886 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無		

※平成29年度の実績に基づき作成しています。